

議案第 87 号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成 13 年さいたま市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率等)	(保険料率等)
<p>第 3 条 <u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>32, 528 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>39, 034 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>42, 287 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>55, 298 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>65, 056 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>71, 562 円</u>            ア 合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（<u>租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の</u></p>	<p>第 3 条 <u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>31, 578 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>37, 893 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>41, 051 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>53, 682 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>63, 155 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>69, 471 円</u>            ア 合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が 125 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者 84, 573円  
ア・イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者 97, 584円  
ア・イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者 110, 596円  
ア・イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者 130, 112円  
ア・イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者 146, 376円  
ア・イ [略]

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 165, 893円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29, 276円とする。

3 [略]

第14条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者 82, 102円  
ア・イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者 94, 733円  
ア・イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者 107, 364円  
ア・イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者 123, 153円  
ア・イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者 138, 941円  
ア・イ [略]

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 154, 730円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28, 420円とする。

3 [略]

第14条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市介護保険条例第3条第1項及び第2項の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。